

介護事業者・法人・事業者団体等の皆様へ

介護分野の人員配置基準に関する ローカルルールについてご回答をお願いいたします ～事例・要望等について募集します～

回答方法・回答期限

回答方法

以下のURLまたは二次元コードより
専用ページへアクセスし、
ご回答ください。

回答期限

11月22日(金) 18:00まで
※ご回答状況により
変更となる可能性があります。

<https://forms.office.com/r/s4KBqFeNnA>



人員配置基準のいわゆるローカルルールとは



厚生労働省令で定められている人員配置基準等に従う範囲内で、
指定権者が独自に運用している規則等のことです。

例①

テレワークの
取り扱い

- ・ 同一法人の別の事業所でのテレワークは認めない
等、勤務場所が限定される

例②

管理者・従業員の
兼務、経験・資格

- ・ 管理者が兼務できる職種の数の上限の規定がある
- ・ 従業員に対し特定の資格の所持が求められる

例③

介護職員の定義

- ・ 身体介助等を行わない職員の
「介護職員」としての人員配置基準への算入の取
扱いが指定権者ごとに異なる

お問い合わせ先

「人員配置基準のいわゆるローカルルールの把握・整理」事務局
email : r6-localrule-kijun@ml.mri.co.jp